

令和2年度三重まるごと自然体験展開業務委託仕様書

1 目的

三重県が誇る海・山・川などの豊かな自然を、体験というサービスを通じ活用、提供するため、都市圏や県内でのイベントの開催、関西圏や中京圏でのプロモーション活動等により、本県の「自然」及び「自然体験プログラム」の魅力を県内外に情報発信し、自然の大切さへの理解の醸成を図るとともに地方への新たな人の流れを創出することを目的とします。

2 業務内容

(1) 関西圏または中京圏エリアでのプロモーション活動（1件以上）

- 県内の「自然」及び「自然体験プログラム」をPRするため、関西圏または中京圏エリアを対象としたプロモーション活動を実施する。
- プロモーション活動については、ターゲットとする年代層や効果的な活動時期などを明確にしたうえで、三重の自然体験活動の認知度が高まる演出を図るものとし、市町、活動団体にとって魅力的かつ有益なものとする。
- 活動にあたっては県内の市町、活動団体等と連携すること。

(2) 首都圏等でのイベントへの出展（1件）

- 県内の「自然」及び「自然体験プログラム」をPRするため、首都圏等で開催されるオリンピック・パラリンピック関連イベント等へ出展し、プロモーション活動を実施する。
- プロモーション活動については、ターゲットとする年代層や効果的な活動時期などを明確にしたうえで、三重の自然体験活動の認知度が高まる演出を図るものとする。
- 活動にあたっては県内の市町、活動団体等と連携すること。

(3) 関西圏でのアウトドアに関連するイベントへの出展（1件）

- 県内の「自然」及び「自然体験プログラム」をPRするため、関西圏で開催されるアウトドアに関連するイベントへ出展し、プロモーション活動を実施する。
- 出展するイベントは県が指定するイベント「モンベルクラブ2020年秋フレンドフェア大阪」（開催日は令和2年11月7日及び8日（予定））とする。なお、県が指定するイベントへの出展料(80,000円(税抜き))は受託者の負担とする。
- 出展ブース（4小間（1小間：間口3.6m×奥行3.0m程度））については、アウトドアに関心のある客層をターゲットとした演出を図るものとする。
- 出展ブースの展示・装飾費用を含むこととする。
- 出展にあたっては県内の市町、活動団体等と連携すること。

(4) 中京圏でのアウトドアに関連するイベントへの出展（1件）

- 県内の「自然」及び「自然体験プログラム」をPRするため、中京圏で開催されるアウトドアに関連するイベントへの出展し、プロモーション活動を実施する。
- プロモーション活動については、ターゲットとする年代層などを明確にしたうえで、三重の自然体験活動の認知度が高まる演出を図るものとする。

- 活動にあたっては県内の市町、活動団体等と連携すること。
- (5) 県内事業者向け交流会の企画、設営及び運営（1件）
- 県内の活動団体等が一堂に会する交流会に関して企画、会場の設営及び運営管理を行う。
 - 交流会とは、県が企画する「(仮称) 三重まるごと自然体験ネットワーク第5回交流会（開催場所は三重県勤労者福祉会館 講堂、開催日は令和2年12月を予定している。）とする。
 - 交流会の内容としては、基調講演（1題）および参加者同士の交流を深めることができるプログラム等を予定している。
 - 基調講演の講師等については、発注者と協議のうえ決定することとし、講師への報償費及び旅費は含まないものとする。
 - 交流会にかかる会場費等の費用を含むこととする。
- (6) 県民向け自然体験紹介イベントの企画、設営及び運営（1件）
- 県内の活動団体等が一堂に会し、自然体験活動の紹介を行うイベントに関して企画、会場の設営及び運営管理を行う。
 - イベントは、屋外をメインに水上アクティビティの体験が可能である場所で開催するものとし、開催時期については、発注者と協議のうえ決定する。
 - アウトドアに関心の高い層を主なターゲットとし、会場内では、県内での自然体験活動団体等が魅力の紹介を行うだけでなく、来場者が参加できる自然体験を行うなど、実際の集客に繋がるような演出を企画すること。
 - イベント規模については概ね2,000名以上の来場者数が見込めるものとする。
 - 会場内装飾にかかるステージ、音響機器、机、椅子、展示用パネル、展示ブース等の資機材費用及び会場使用料等の費用を含むものとする。
 - イベント実施にあたっての必要な保険への加入、行政機関等への必要な事務手続きを行うこと。
 - イベントに出展するブース数は、三重まるごと自然体験ネットワーク会員等から30ブース程度とする。
 - 基本のブースサイズについては、間口2.7m×奥行3.0m程度とするが、県と協議のうえ、出展内容や会場レイアウトに合わせて変更を可能とする。
 - イベント開催の周知については、県による情報提供のほか、集客に効果的な手法を行うこと。
- (7) 告知ツールの作成
- イベント等で活用するため、県内の「自然体験」などを紹介するPRグッズの告知ツールを作成する。
 - 作成する部数や種類などについては、上記（1）から（6）までの内容を踏まえたものとする。

3 業務完了後の提出書類

業務完了後、委託期間内に、本業務の実施内容、成果、本業務における課題及び今後の展開に対する提案、その他必要と考えられる事項が含まれた業務実施報告書を作

成し、県に提出すること。

4 業務実施の条件

- (1) 業務実施にあたり、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県農山漁村づくり課と協議を重ねながら実施するものとする。
- (2) 委託期間内においては月1回以上、三重県農山漁村づくり課との打ち合わせを実施し、業務の進捗状況及び今後の実施予定等を確認するものとする。
- (3) 委託業務の履行について、常に連絡調整ができるような体制を整えておくこと。
- (4) イベントへの出展およびイベント開催の際は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を講じること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の影響等の社会情勢により、予定していた業務の履行が困難である場合は、発注者と協議のうえ、変更契約を行うものとする。